

第 6 章 大蔵大臣の行う金融機関等の検査

第 1 概 説

大蔵大臣は、その行う金融機関等の検査に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について監視委員会に諮り、その意見を聴かなければならない（設置法第21条第1項）。

この規定は、大蔵大臣が行う検査が適切に実施されるよう、検査の際の視点などについて、行政部内だけでなく、中立的な立場にある者の意見を徴することが有益との観点から、金融機関等検査、外国為替検査及び証券会社等検査（財務の健全性を中心とする検査）に関し、検査の重点事項等検査の基本方針や検査の実施予定数等検査の基本計画について、監視委員会からの意見の聴取を大蔵大臣に義務付け、監視委員会が必要な提言を行い得ることとしたものである。

また、大蔵大臣は、四半期毎に、金融機関等の検査の実施状況を監視委員会に報告しなければならないが、監視委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等の検査に係る事務の運営その他の施策について大蔵大臣に建議することができる（設置法第21条第2項及び第3項）。

なお、平成5検査事務年度においては、検査に係る事務の運営等に関し、建議が必要と判断される事情は認められなかった。

第 2 検査基本方針及び検査基本計画に関する提言

監視委員会は、大蔵大臣より、金融機関等の検査に係る「平成5検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」について意見を求められたのを受け、監視委員会としての意見を述べた。

1 「平成5 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」 の内容

平成5年7月30日付で、大蔵大臣より示された「平成5 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」の内容は、以下のとおりである。

平成5 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

I 検査基本方針

金融機関・証券会社等を取り巻く経営環境は、金融・資本市場の自由化・国際化等の進展に加え、いわゆるバブル経済の崩壊等による影響から一層厳しい状況にあり、平成4 検査事務年度（平成4年7月～平成5年6月）の検査結果においても、金融機関・証券会社等の資産内容や損益収支の大幅な悪化が顕著に現れている。

このような状況を踏まえ、平成5 検査事務年度（平成5年7月～平成6年6月）における金融機関等検査、外国為替検査及び証券会社等検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く）の実施に当たっては、次の諸点を検査の重点事項として取り上げ、検査の的確な実施を図るものとする。

(1) 金融機関等検査の重点事項

- ① 金融機関等の資産内容は、バブル経済の崩壊等による不動産価格の下落や株価の低迷等により、ノンバンク・不動産業等向け貸出金を中心に延滞が増加し、また、有価証券の含み益が減少したこと等から、大幅に悪化している。資産内容の悪化が金融機関等経営に及ぼす影響が極めて重大

であることに鑑み、金融機関等の健全性確保の観点から、審査管理体制を含めその実態把握に一層努める。

- ② 金融機関等の損益収支内容は、延滞貸出金の増加に伴う未収利息の増加に加え、不良貸出金の償却及び有価証券評価損の計上等により悪化し、経常利益は総じて大幅な減益となっている。このため、金融機関等の健全経営維持の観点から、損益収支内容の的確な把握に努める。
- ③ 金融機関等の内部事務管理体制については、営業を優先する意識が依然として強く、事務管理の重要性についての認識が薄いところもみられることから、業務に対する信頼性維持の観点から、その整備・充実状況を把握し、それが有効に機能しているか等の点検に努める。

(2) 外国為替検査の重点事項

- ① 「外国為替及び外国貿易管理法」によって外国為替公認銀行に課せられている対外取引の適法性についての確認義務の履行状況を把握するとともに、その管理体制面の充実度についても点検する。
- ② 外国為替公認銀行の国際的信用の維持（健全性の確保）の観点から、為替取引等に係るリスク管理の実態把握に一層努める。

(3) 証券会社等検査の重点事項

- ① 証券会社の経営環境は、昨今の株式市況の低迷等から、受入手数料が大幅に減少しているなど、引き続き厳しい状況にあり、財務内容は悪化しており、また、系列ノンバンク等の経営が悪化しているところもみられる。証券会社の健全経営維持の観点から、これら関連会社の経営が親会社である証券会社の経営に与える影響等をも考慮しつつ、証

券会社の財務内容の的確な把握に努める。

- ② 投資顧問会社については、投資者保護の観点から、経営実態の的確な把握に努めるとともに、法令の理解不足などによる事務の不備や不適切な取扱いがみられることから、内部事務管理の状況等についての点検に努める。

II 検査基本計画

(1) 金融機関等検査の実施予定数

銀 行	58行
信 用 金 庫	198金庫
保 險 会 社	9 社
計	265

(2) 外国為替検査の実施予定数

外国為替公認銀行	52行
商 社 等	6 社
計	58

(3) 証券会社等検査の実施予定数

証 券 会 社	96社
証券投資信託委託会社	3 社
投資顧問会社	80社
計	179

(注) 上記検査実施予定数は、検査の実施状況に応じ変動することもあり得る。

2 監視委員会が述べた意見の内容

上記の基本方針及び基本計画に関し、監視委員会が平成5年8月3日付で述べた意見は、以下のとおりである。

平成5検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について

貴職の示された平成5検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画は、現下の金融情勢、金融機関等を取り巻く経営環境等に鑑みると、適切なものとする。

なお、その際、金融制度改革の実施、金利自由化の進展等が、金融機関等の経営に与える影響にも留意しつつ、引き続き、的確かつ効率的な検査に努めることとされたい。

第3 検査実績及び検査結果の概要

監視委員会は、大蔵大臣より、平成5検査事務年度（以下「本事務年度」という。）における金融機関等の検査に係る検査の実施状況及び検査において把握された問題点等について、四半期毎に報告を受けた。

本事務年度における大蔵大臣からの報告の内容は、以下のとおりである。

1 検査に当たって留意した事項

- (1) 検査に当たっては、平成5検査事務年度検査基本方針による検査の重点事項を踏まえ、また、平成5年8月3日付の監視委員会の意見に留意しつつ、検査対象機関の個別の実態に応じた検査を実施した。
- (2) 金融機関等検査と外国為替検査については、原則同時検査を、証券会社検査（外国証券会社を含む。）については、原則として監視委員会と同時検査を実施した。

第3表 検査実施状況

区 分	検査計画	検査着手	検査終了
(金融機関等検査)			
銀行	58行	63行	38行
信用金庫	198金庫	211金庫	149金庫
保険会社	9社	8社	7社
計	265機関	282機関	194機関
(外国為替検査)			
外国為替公認銀行	52行	58行	38行
商社等	6社	7社	4社
計	58機関	65機関	42機関
(証券会社等検査)			
証券会社	96社	90社	65社
証券投資信託委託会社	3社	4社	1社
投資顧問会社	80社	70社	62社
計	179社	164社	128社

(注) 検査終了欄は、本事務年度末までに検査の相手先に対し示達書を交付し、検査が終了したものである。

2 検査実績

(1) 検査の実施状況

本事務年度において、金融機関等検査282機関、外国為替検査65機関、証券会社等検査164社の検査に着手した。本事務年度において着手したもののうち、本事務年度末（平成6年6月30日）までに金融機関等検査194機関、外国為替検査42機関、証券会社等検査128社に対し示達書を交付し、検査が終了している（第3表参照）。

なお、前事務年度（平成4検査事務年度）において着手し、前事務年度末（5年6月30日）までに検査が終了していなかった金融機関等検査91機関、外国為替検査22機関、証券会社等検査57社については、本事務年度中に全て検査が終了している。

(2) 1検査対象当たりの延べ検査投入人員

本事務年度内に検査が終了した1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、金融機関等検査70人・日、外国為替検査

第4表 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	1 検査対象当たりの延べ検査投入人員
〔金融機関等検査〕	
銀 行	115
信 用 金 庫	58
保 險 会 社	84
(平 均)	(70)
〔外国為替検査〕	
外 国 為 替 公 認 銀 行	39
商 社 等	13
(平 均)	(36)
〔証券会社等検査〕	
証 券 会 社	48
証券投資信託委託会社	67
投 資 顧 問 会 社	9
(平 均)	(29)

査36人・日、証券会社等検査29人・日となっている（第4表参照）。

3 検査結果の概要

(1) 金融機関等検査

① 銀行

イ 資産内容及び融資の審査管理について

バブル経済の崩壊とその後の景気の長期低迷等により、ノンバンクや不動産業向け貸出金を中心に延滞が増加しており、資産内容は総じて悪化している。

融資の審査管理面では、審査部門と業務推進部門の分離、研修等による人材の育成、不動産担保評価の見直しなどによりその改善に努めているが、業容拡大や収益確保を優先し、また、不動産担保等に依存して審査が形式的になっていたことなどから、債務者の実態把握や資金使途、返済財源の確認

等が不十分であった事例がみられる。

ロ 損益収支について

業務純益は、不稼働資産の増加等の収益圧迫要因を抱えていたものの、金利低下局面にあったこともあって、総じて増益となっていたが、その後、利鞘の縮小や資産不計上未収利息の増加等により、減益に転じている。また、経常利益は、貸出金償却等により減少しているところもあるが、有価証券の償却が減少したことなどから、増益となっているところもみられる。

ハ 内部管理体制について

本部検査や臨店指導の強化、内部研修の充実、事務取扱規程の見直し等により内部管理体制の充実に努めているが、役席者や担当者の厳正な事務取扱いに対する意識が希薄で、相互牽制も十分機能していないことなどから、事務取扱いにおいて不備、不適切なものがみられる。

② 信用金庫

イ 資産内容及び融資の審査管理について

貸出金内容は、不良貸出金の償却や回収により、改善した金庫が一部にみられるものの、大半の金庫は景気低迷を主因に悪化している。

融資の審査管理面では、債務者との取引歴に対する過信や担保に依存した形式的な審査が多く、債務者の実態把握や事業計画の検討、分析が不十分であった事例がみられる。

ロ 損益収支について

業務純益については、金利低下局面にあったことなどから増益となっている金庫もみられたが、近時資産不計上未収利息の増加に加え、利鞘の縮小等により、減益となっている金

庫が多くみられる。

また、経常利益については、貸出金の償却等から減益となっている金庫が多いものの、有価証券の償却が減少したこともあって、増益となっている金庫もみられる。

ハ 内部管理体制について

各種研修会の実施、本部による営業店指導等により、内部管理体制の充実・強化に努めているものの、内部事務管理に対する重要性についての認識が不足していることなどから、事務取扱いにおいて不備、不適切なものがみられる。

③ 保険会社

イ 資産及び損益収支について

ノンバンク向け貸付金を中心に延滞が増加しており、資産内容は悪化している。

損益面では、運用収益の減少や支払保険金等の増加から、経常利益は減少している。

ロ 内部事務管理体制について

本部検査や臨店指導の強化、研修の充実などに努めているものの、担当者や役席者の事務取扱いに対する認識が希薄なことなどから、不備、不適切な事例がみられる。

(2) 外国為替検査

① 外国為替公認銀行

イ 対外取引の適法性の確認義務について

外国為替及び外国貿易管理法に規定されている対外取引の適法性についての確認義務は、おおむね適正に履行されているが、一部に、海外仕向け送金に際し、大蔵大臣への届出等の要否の確認が不十分なまま取引に応じている事例もみられる。

ロ 為替持高規制等について

為替持高規制は、おおむね適正に遵守されている。

② 商社

交互計算取引の処理等は、おおむね適正に行われている。

(3) 証券会社等検査

① 証券会社

イ 損益収支等について

株式市況の低迷により受入手数料等は総じて減少しており、販売費・一般管理費等の削減を図っているが、収益の減少を補うには至らず、損失を計上している。しかしながら、株式市況の持ち直しによる株式売買高の増加等により、改善傾向にあるところもみられる。

ロ 財産状況等について

株式市況の低迷による信用取引の減少に伴い、信用取引貸付金等が減少していることから、総資産は大幅に減少している。

自己資本規制比率については、その基準を達成している。

ハ 内部管理体制について

組織改正や管理責任者の配置等内部管理体制の整備・充実に努めているものの、職員の事務管理に対する重要性についての認識が不足していることなどから、信用取引保証金の預託不足や維持率不足等がみられる。

② 証券投資信託委託会社

イ 財産経理について

純資産総額は、株式市況の低迷を受けて減少傾向にあったが、公社債型投資信託の設定等により増加傾向にある。

しかしながら、委託者報酬は、株式型投資信託の新規設定

額の減少や解約の増加により減少している。

ロ 内部管理体制について

注文内容の審査や運用結果に対する事後審査が十分に行われておらず、内部管理体制は不十分なものとなっている。

③ 投資顧問会社

株式市況の低迷により契約資産が減少し、投資顧問料収入が減少となっているところが多くみられる。

業務の運営面では、法令の理解不足などにより、事務の不備や不適切な取扱いがみられる。